

資料編

1 光市立学校の将来の在り方検討会議設置要綱及び委員名簿

(1) 光市立学校の将来の在り方検討会議設置要綱

平成28年6月28日
教育委員会告示第4号

(設置)

第1条 少子化の進む中で、これまでの本市教育の取組み等を踏まえ、子どもたちにとって望ましい学校づくりに向け、適正規模・適正配置や、教育環境の充実、教育力の維持向上の観点から、光市立学校の将来の在り方について検討するため、光市立学校の将来の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 光市立学校の将来の在り方についての基本構想策定に関し意見を述べること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、光市教育委員会が必要と認める事項について協議を行うこと。

(構成)

第3条 検討会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係団体の代表者等
- (3) 光市小中学校PTA連合会の代表者等
- (4) 保育所又は幼稚園に在籍する子どもの保護者
- (5) 保育所又は幼稚園の事業者
- (6) 公募により選出された者
- (7) 学校運営協議会委員
- (8) 光市立小中学校長会の代表者

3 検討会議に会長及び副会長各1人を置き、会長は委員の互選、副会長は会長が指名する委員をもってこれを定める。

(設置期間及び任期)

第4条 検討会議の設置期間は、基本構想の策定が完了するまでとし、委員の任期は、検討会議の設置期間とする。

(会議)

第5条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

- 3 会議は、委員が過半数以上出席しなければ開くことができない。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 会議には、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、光市教育委員会事務局学校教育課及び教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成28年6月28日から施行する。
(この告示の効力)
- 2 この告示は、第4条に規定する基本構想の策定が完了する日限り、その効力を失う。
(会議の招集の特例)
- 3 この告示の施行後、最初の会議は、教育長が招集する。

(2) 光市立学校の将来の在り方検討会議委員名簿

区 分	氏 名	所 属 等
学識経験のある者	霜川 正幸	山口大学教育学部教授 教育学部附属教育実践総合センター センター長
関係団体の代表者等	西川 公博	光市社会福祉協議会会長
	宮尾 智義	光市コミュニティ連絡協議会会長
	中村 恵美子	光市母子寡婦福祉連合会会長
	H28.8～H29.3 上田 隆三 H29.4～ 中原 健次	光市肢体不自由児（者）父母の会会長
光市小中学校PTA連合会の 代表者等	小川 智志	光市小中学校PTA連合会会長
	橋本 正美	光市小中学校PTA連合会役員
保育所又は幼稚園に在籍する 子どもの保護者	堤 由紀子	幼稚園保護者
	松本 奈津美	保育園保護者
保育所又は幼稚園の事業者	渡邊 正善	東光保育園園長
公募により選出された者	梅山 健史	
	山崎 淳江	
学校運営協議会委員	徳原 成次	室積小学校学校運営協議会委員
	上原 廣見	浅江小学校学校運営協議会委員
	野村 香子	光井小学校学校運営協議会委員
	栗本 雅文	島田中学校学校運営協議会委員
	廣政 晴美	大和中学校学校運営協議会委員
光市立小中学校長会の代表者	酒井 宏高	光市立小学校長会会長
	伊藤 幸子	光市立中学校長会会長

2 策定経過

光市立学校の将来の在り方に係る基本構想及び進捗に関する協議等をするため、光市立学校の将来の在り方検討会議を設置し、基本構想の策定等について協議を行いました。

開催日	主な内容
【第1回】 平成28年8月29日	会議の設置及び運営について 光市の学校教育の現状について 「光市立学校の将来の在り方について～基本的な考え方～」について
【第2回】 平成28年11月24日	「光市立学校の将来の在り方について～基本的な考え方～」について ・これまでの取組みと現状 ・光市が進める教育環境づくり 等
【第3回】 平成29年3月28日	「光市立学校の将来の在り方について～基本的な考え方～」について ・第2回会議における質疑等について ・第2回会議に引き続き内容の説明及び質疑
【第4回】 平成29年5月11日	「（仮称）光市立学校の将来の在り方に係る基本構想」（案）について ・基本構想の全体像（骨子）の説明 ・意見交換
【第5回】 平成29年8月23日	「（仮称）光市立学校の将来の在り方に係る基本構想」（案）について ・基本構想（案）の説明 ・意見交換
【第6回】 平成29年10月20日	「（仮称）光市立学校の将来の在り方に係る基本構想」（案）について ・基本構想（案）の説明 ・基本構想策定に向けた今後の進め方

3 用語解説

【あ行】	
インクルーシブ教育システム	障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。
イングリッシュプラン光	小・中学校の期間全体を見通したカリキュラムにより、グローバル化の進展に対応できるコミュニケーション能力の育成を図る英語教育。

【か行】	
学力向上推進リーダー・学力向上推進教員	市内の学校を定期的・継続的に訪問し、授業実践や授業改善への指導・助言を専門的に行う教頭（推進リーダー）・教諭（推進教員）。
義務教育学校	小学校から中学校までの義務教育を9年間の一貫した教育課程で運営する学校。
キャリア教育	児童・生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てる教育。個人が社会の中で果たす役割や生き方を展望し、実践する過程を支援するもの。
教育ブランドひかり	光市教育大綱に示す、特に子どもたちの教育に焦点を当てて重点的に取り組む6つの教育戦略の総称。
共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できる環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会のこと。
コミュニティ・スクール	学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める仕組み。

【さ行】	
次世代型コミュニティ・スクール	中学校区を単位として幼保・小・中学校の連携による15歳までを見通した「縦の連携」と、学校が核となり学校・家庭・地域が一体となった「横の連携」を両輪として、社会総掛かりで子どもたちの「学び」と「育ち」をつなぐ連携・協働を重視した学校づくりのシステム。
授業のユニバーサルデザイン化	特別な支援が必要な子どもを含めて、全ての子どもが楽しく学び合い「わかる・できる」ことを目指す授業スタイル。
スクールカウンセラー	児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者。
スクールソーシャルワーカー	福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者。

スクールライフ支援員	不登校や集団生活に適応が難しい児童生徒の社会的自立に向けた支援等を行う支援員。
------------	---

【た行】	
チーム光	学校と学力向上推進リーダー・推進教員、教育委員会が一体となり、光市立全小・中学校で学力向上に向けた取組みを進める体制。
ティーム・ティーチング	複数の教員がそれぞれの専門性や個性を活かし、協力して指導計画や学習指導案の作成などを行いながら、分担・協力して指導する方法。

【は行】	
光市民学	ふるさとをこよなく愛し、また、本市の未来を切り拓き、その素晴らしさを発信できる子どもの育成を図るために実践する、光を探究する学び。
光スタンダード	教員の授業力向上を目指した授業展開のモデル。授業の導入段階で学習課題を共有し、展開段階で学習活動の活性化を工夫し、終末段階で振り返りの充実を図ることとしており、学校の特色や教員の指導方法は活かしつつも、一定の授業標準、基本的な授業の形を設けることにより、本市全体としての教育水準を保とうとする仕組み。
光プラン	学力向上推進リーダー・学力向上推進教員等の協働により、児童生徒の「学び」と「育ち」をつなげ、光市全体の授業の質の向上を図る取組み。
放課後児童クラブ（サンホーム）	勤労などの事情により昼間保護者が家庭にいない児童に対し、放課後や長期休業中、保護者に代わって行う保育。

【や行】	
ユニバーサルデザイン	性別、国籍、人種、障害や能力の有無等にかかわらず、子どもからお年寄りまで全ての人々が使いやすい施設や製品、情報を設計する考え方、また、全ての人々が使える都市や生活環境を計画する考え方。

【ら行】	
ラーニング光	児童生徒の学力向上を積極的に推進するため、地域内の学校を継続的に訪問して、授業提供や授業改善への指導・助言を専門的に行う学力向上推進リーダー・推進教員を中心とした研究組織体制の整備をはじめ、小・中連携やコミュニティ・スクールを活用した授業づくりなど、本市全体で学力向上を目指す教育活動。

【英数字】	
I C T	「Information and Communication Technology」の略で、情報通信技術。 「IT(Information Technology)」に代わる言葉として使われている。
L A N	「Local Area Network」の略で、同一敷地内、同一建造物内などの比較的狭い範囲内におけるデータ通信網。